

2020春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構 成 組 織 名	運輸労連
方 針 決 定 日	2020年1月28日(火)
要 求 提 出 日	2020年2月7日(金)～10日(月)
回 答 指 定 日	大手・先行組合:3月中旬、中小組合:4月第2週(いずれも2月末の期間会議で決定)

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
2019年4月からの改正労働基準法施行により、労働時間の短縮が賃金水準の低下につながるものがないよう、長時間労働に頼らない賃金制度の確立・改善がこれまで以上に重要となる。また、景気の減速を受け取扱物量も減少傾向となる中で、「荷物はあってもドライバーがいらない」職場実態もあることから、このままでは「物流が止まる」ことになりかねない状態である。貨物自動車運送事業法の一部改正を追い風にして「適正運賃・料金」をしつかりと収受し、労働者の処遇改善を図り、「人財」の集まる産業にしていかなければならない。2020春季生活闘争を通じて、組合員の生活維持・向上を図り、他産業との格差是正に結びつけていくために、春闘要求の実現に向けて全力で闘う。	
(2) 賃上げ要求	
■月例賃金	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	① 統一要求基準は、所定内労働時間賃金に、定期昇給(相当)分の1.5%と、賃金改善分(格差是正分含む)としての3.0%を加えた4.5%を乗じたものとし、賃上げ要求額は11,000円中心。 なお、地域実態と隔たりの大きい場合には、地域のベース賃金を算出して要求額を設定できることとする。 ② 個別賃金要求は、他産業との格差是正を考慮したものとする。 ③ 連合方針を踏まえ、パート・有期労働者の賃金をはじめとする処遇改善に取り組む。
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	
○規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	地域実態との隔たりが大きく、地域のベース賃金を基礎として設定する場合の要求額は、ブロック内の直接加盟組合における所定内労働時間賃金の単純平均に、定期昇給(相当)分の1.5%と、賃金改善分(格差是正分含む)としての3.0%を加えた4.5%を乗じて算出する。
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	① 基本給・一時金・その他の待遇のそれぞれについて、正規労働者との間において当該待遇の性質および目的に照らして適切と認められるか点検に努め、不合理となる相違が生じないよう取り組む。また、時間給などの賃金引き上げや労働時間短縮など、パート・有期労働者の処遇改善に取り組む。 ② 福利厚生の充実に向けて、働き方に関係なくすべての労働者に適用するよう取り組みを進め、それぞれの組合で必要に応じた職場環境の改善を会社に求める。 ③ 派遣労働者など間接雇用者についても、同様の取り組みを進める。
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連	男女間の賃金格差の是正を図るため、賃金分布などの実態を把握したうえで、問題点を点検して改善に向けた取り組みを進める。あわせて、人事評価制度についても公平・公正な制度の策定と運用を求める。
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結	18歳高卒初任給の参考目標値は連合方針と同額の174,600円とする。 中央本部で作成した申入書・協定書を基に、すべての加盟組合が春闘時に企業内最低賃金協定の締結を求めて申し入れ(要求)を行い、賃上げ妥結に合わせて最低賃金額を締結する(協定額は時間額を基本とする)。 運転者以外の職種の企業内最低賃金については、地域別最低賃金額の20%以上アップの時間額を要求することとし、トラック最賃同様に協定化に取り組む。あわせて、パート・アルバイトや嘱託などの労働者についても、正社員との均等待遇になる額での協定をはかる。 特定最低賃金制度については、引き続き新設に向けて地連・都府県連と連携し、特定最賃の設置要件の緩和や労働協約の地域拡張の再検討など、新たな手法も含めて会議等で検討していく。また、全日本トラック協会への申し入れや関係部署との折衝を行い、特定最低賃金の実現に向けた取り組みを進める。あわせて、連合や関係産別との連携を深める。
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応	① 年間一括は120万円以上(月数では所定内賃金の5ヵ月以上)、夏季一時金の場合は60万円以上(同2.5ヵ月以上)。実績額が要求基準を上回っている組合は他産業水準を勘案した要求額とする。 実績額が大きく下回る組合は、実績額と「職種別・年齢階層別年間所得目標額」を基本に「到達目標」を設定し、確実な前進をめざした要求とする。この場合、可能な限り地域で統一要求基準を設定する。 ② 年間一括が困難な組合においては、少なくとも夏季一時金については同時要求・同時決着とする。

(3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し	
■長時間労働の是正	(1) 総労働時間短縮の取り組み ① 年間総労働時間が依然として2,500時間台で推移していることから、第10次時短中期方針の到達実現に向け、時短推進計画を各企業の労使で確認し、長時間労働に起因する健康被害の防止につなげる。 ② すべての組合は、恒常的な時間外労働の削減や、義務化された年5日を超える日数の有給休暇の取得促進、あるいは「完全週休2日制」の導入など職場の実態に基づき労使が協力して総労働時間の短縮をはかる。とりわけ、事務職や作業職など「自動車運転の業務」を除いた職種は2019年4月（中小企業は2020年4月）より一般則※の上限の適用対象となっているため、特定の業務に従事する労働者に業務が集中し長時間労働となる事態を避けなければならない。したがって、引き続き一般則の周知に努めるとともに、人員の補充や交替勤務の導入などの勤務体制の再構築、あるいは休日日数の増加など、総労働時間の短縮に向けた定期的な労使協議の場の設置をはじめ、それぞれの職場の実態に基づいて、粘り強い取り組みを進める。 ③ 休息期間の確保に向けて、ドライバーをはじめすべての労働者に対して、改善基準告示で定めている継続8時間以上の休息期間の確保はもとより、連合の方針にある11時間の確保をめざすなど、勤務間インターバルの導入に向けて取り組む。 ④ 「副業」について、現状では会社の枠を超えて労働時間を把握できる仕組みがないため、総労働時間の拡大につながる恐れがあり、過労による安全への影響が懸念される。諸課題が未解決の状態での「副業」は認められないという基本スタンスで臨む。 (2) 自動車運転者の総拘束時間の短縮 ① 運動方針で提起した、過労死認定基準を超えない範囲として年間最大拘束時間を3,300時間（月間275時間）以内の実現に向けて、引き続き関係機関との協議を深めていく。 ② 現行の改善基準告示の最大拘束時間のラインぎりぎりで行っているケースなどについては、運輸労連が提起した新たな基準である年間最大拘束時間3,300時間以内（月275時間・同295時間まで）に基づく運行ダイヤに見直すなど、自動車運転者の総拘束時間の短縮につなげる取り組みを進める。
■均等待遇（同一労働同一賃金）の実現	○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入 上記の項目と同じ
■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など	安全対策と労災上積み補償制度 依然として多くの事故が発生していることから、飲酒運転の撲滅はもとより、交通・労働災害ゼロをめざした安全対策に取り組むとともに、職場全体としてのコンプライアンスの観点から、以下の項目を中心に取り組む。 ① 荷役作業時の「トラックからの墜落災害」の防止に向けた集中的な周知啓発、②安全衛生委員会の確立と定期開催の実施および「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底、③第13次労働災害防止計画に基づく安全確保、④自然災害発生時に組合員の生命と安全を守るため、トラックを止める基準について一定の見解を行政に求める、⑤日常の職場点検を徹底し適正な対策措置、⑥労働災害上積み補償制度の充実、⑦定期健康診断（雇入時健康診断および深夜業などの特定業務従事者の健康診断を含む）の完全実施と人間ドック受診制度の確立、⑧飲酒運転撲滅に向けた取り組み強化、⑨リスクアセスメント、⑩メンタルヘルスケア等の取り組み、⑪関連企業・協力会社などを含めたすべての労働者に対する職場環境の改善に向けた安全衛生向上の取り組み
(4) ジェンダー平等・多様性の推進	
・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法	① 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取り扱い、マタハラ・パタハラなどのハラスメントの発生防止に向けて、労働協約・労使協定・就業規則の内容を精査するとともに、実態について職場点検を行い、内容の充実をはかる。 ② 労働施策総合推進法が改正され、企業にパワーハラスメントに対応する措置が義務付けられたことから「パワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発」「相談体制の整備」など雇用管理上の措置を講じるよう求める。
(5) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配／取引の適正化の取り組み	
2019年7月1日以降の改正貨物自動車運送事業法の段階的な施行にともない、「規制の適正化」「事業者が遵守すべき事項の明確化」「荷主対策の深度化」などの改正省令等が順次発出されている。これらを実効あるものとするため、行政ならびに事業者団体と連携し、法改正の目的である労働環境の改善および輸送秩序・公正競争の確立に向けて、業界および荷主団体等への対応を強めていく。また、各組合においては、会社に対し法令遵守の徹底と荷主への働きかけを求める。	
(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	
政策・制度、雇用確保、産別統一闘争強化 など	